

総務環境委員会
請願・陳情一覧

平成29年8月4日(金)

○総務関係

(新規分)

- 平成29年請願第7号 テロ等準備罪処罰法の廃止を求める意見書提出に関する件
平成29年請願第11号 テロ等準備罪が規定された組織的犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出に関する件

不

- 平成29年請願第12号 名古屋市議会における請願制度の改善を求める件

保

- 平成29年陳情第7号 名古屋市議会議員の政務活動費の収支報告書及び領収書等を議会のホームページで公開することを求める件

保

(保留分)

- 平成29年請願第4号 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び領収証の全てをネットで公開することを求める件

保

(新規分)

- 平成29年陳情第14号 国政選挙及び地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書提出に関する件

保

(保留分)

- 平成27年請願第5号 地方自治の堅持を求める意見書提出に関する件

保

- 平成27年請願第6号 地方自治の尊重を求める意見書提出に関する件

- 平成27年請願第7号 自治体及び住民意思の尊重を求める意見書提出に関する件

- 平成27年請願第14号 性的少数者の支援に関する件

保

- 平成29年請願第5号 現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと等を求める件

保

テロ等準備罪処罰法の廃止を求める意見書提出に関する件

請願者 天白区池見二丁目190番地の1
やめて！戦争法 天白の会
代表者 福 島 章 子

要 旨

与党は、参議院本会議において、徹夜国会の末、6月15日早朝に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（テロ等準備罪処罰法）の成立を強行した。国会審議で多くの疑問点や対立点が明らかとなり、世論調査でも圧倒的多数の国民から、成立を急ぐ必要はないとの声上がり、時間をかけた慎重な審議が必要であったにもかかわらず、与党は、法務委員会の審議を打ち切り、委員会の採決を省略して、本会議で採決を強行するという前代未聞の暴挙に出た。

私たちは、国民の内心の自由を侵し、話し合いや意見の一致に基づいて準備行為をただけで犯罪と決めつけ、共謀を口実に逮捕し、処罰することを可能にするテロ等準備罪処罰法に絶対反対である。しかも、対象の犯罪が277種類も挙げられ、非常に曖昧であり、いつどこで犯罪行為に該当し、逮捕されるかわからない。現在ですら、各地で警察や公安が秘密裏に市民を尾行したり、GPS捜査やカメラでの監視などを行ったりしたため、裁判で問題となっている。今は、これらの捜査は非合法であり、警察の犯罪である。ところが、テロ等準備罪処罰法が適用されることになれば、これが正反対になる。警察の非合法行為が合法へ、国民の合法行為が非合法へと逆転させられるのである。しかも、国会の審議過程で指摘されたように、このテロ等準備罪処罰法は憲法違反である。このような恐ろしい矛盾を国民の日常の暮らしに持ち込むのがテロ等準備罪処罰法である。

ついては、貴議会在が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（テロ等準備罪処罰法）を廃止すること。

テロ等準備罪が規定された組織的犯罪処罰法の廃止を求める意見書提出に関する件

請願者 昭和区檀溪通5丁目28番地 メイツ石川橋202号
名古屋市民議会
代表者 近藤靖治

要旨

政府・与党は、2020年に予定している東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、テロ防止のために、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）の一部を改正する法律を第193回国会で成立させた。

しかし、改正された組織的犯罪処罰法について、特に次の3点に不安がある。

1 政府の十分な説明がなされないまま閣議決定されている。これほどまでに急ぐ理由は何なのか。

2 法律の中身について不安がある。国民の自由な言論や表現などの基本的人権が侵されるのではないかと。政府の言うことに反対の声を上げることさえできなくなれば、どのような世の中になるのであろうか。これまでのように、自由に安心して暮らしていけるのか。

3 法務省は、テロ等準備罪Q&Aをホームページに掲載して、国民に向けて説明している。しかし、テロ等準備罪の「等」には、明記されない、あるいは明記できないような場面も考えられ、無制限に罪の対象は広がるのではないかと。万が一逮捕されても、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）で、逮捕の理由も知らされないのではないかと。

私たち住民とともに日本に暮らし、私たち市民に最も近い名古屋市議員の方々、まず、この法律の中身を政府にかわって市民に説明し、中身について熟考の上、意見書を提出してほしい。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を政府に提出されるようお願いする。

1 テロ等準備罪が規定された組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）を廃止すること。

平成29年請願第12号

名古屋市議会における請願制度の改善を求める件

請願者 南区呼統一丁目3番36号 ネオステージ妙音通南101号室
西 浦 愛 子

要 旨

今回、私は、名古屋市議会に初めて請願を提出して受理された。しかし、その請願は、閉会中の委員会にて審査され、その審査の際に陳述の機会があるという仕組みを今まで知らなかった。

一方、愛知県議会に請願を提出すると、その定例議会で陳述ができる。

長い間の慣習となっていたかもしれないが、6月定例会の内容について請願したいことを、2月に予想はできない。請願の中には、開会中の議会の内容と関連するものもある。

愛知県議会の仕組みは特別なことではなく、極めて理にかなうことと思っており、名古屋市議会も改善してほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 締め切り日以前に受け付けた請願は、愛知県議会と同様、その会期中に審査すること。
- 2 市民が取り組みやすく、また、より開かれた議会になるよう、請願・陳情の受付の締め切り日を公表するなど、その仕組みを周知すること。

平成29年陳情第7号

名古屋市議会議員の政務活動費の収支報告書及び領収書等を議会のホームページで公開することを求める件

陳情者 昭和区上山町2丁目1番地の2
市民 いどばた会議
代表 佐々木 康 子

要 旨

名古屋市議会の会派に交付される政務活動費については、条例により、議長に対し、提出された収支報告書及び領収書等の閲覧を請求することができる定められている。

しかし、収支報告書及び領収書等を閲覧するためには、限られた時間に市役所に出向かねばならない。また、領収書等の写しを手に入れるためには、市民は、1枚当たり10円の費用を支払わなければならない。全部の領収書等を手に入れるには、多額の費用を負担しなければならない。

政務活動費の使途を明確にするためにも、政務活動費の収支報告書及び領収書等を、安価かつ容易に手に入れることができる仕組みである議会のホームページでの公開を行ってほしい。

3年前より、全国で議員による政務活動費の悪用があぶり出されるニュースがあり、私たちが払う市税を財源としている政務活動費がどのように使われているかに対する市民の関心は、高まっている。2016年には、富山市において政務活動費の不正使用が発覚し、多くの議員が辞職した。全国では、50以上の府県市町議会において、領収書等が議会のホームページで公開されている。

名古屋市民の税金から交付されている以上、政務活動費について、誰が、いつ、どこで、何のために用いた経費に充てたのか、議会のホームページでの公開に取り組むことが、議員としてのモラルではないだろうか。

また、議会のホームページでの公開が実現するまでの間、領収書等の写しをPDFデータなどにして、CD-ROMによって交付すべきである。

全国の地方議会においても、愛知県初め、岐阜県、大阪府、兵庫県と、多くの府県が、CD-ROMにより交付している。

以上の理由により、一日も早く、収支報告書及び領収書等の議会のホームページでの公開をお願いしたい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等を、議会のホームページで公開すること。

平成29年請願第4号

政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び領収証の全てをネットで公開することを求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号
市民の会 なごや
共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市会議員に支払われている政務活動費は、その使途の公開が主権者及び納税者である市民に対し不十分な制度である。

昨年、メディア等でも大きく取り上げられた、富山市議会議員による政務活動費不正使用を発端に、多くの市会議員が辞職に至った事件、岐阜市での同様の事件を受けて、納税者の不信が募っている。

また、本市においては「夜な夜な錦三で「天守の調査」？」や、「政活費で切手購入行脚」という政務活動費の使途についての新聞報道があった。

領収書の写しを誰もがネットから入手することができる制度になっていれば、政務活動費の不正使用は防げたのではないだろうか。

政務活動費も議員報酬同様に名古屋市民の血税から支払われていることは、深くご認識のことと存ずる。それゆえ、その使途は公開し、市民が情報を得られることが不可欠である。

現在のように、平日の昼間に議会事務局に行かなければ閲覧することができず、その上に紙での閲覧のため不便である。また、写しを受けて持ち帰るためには、1枚当たり10円のお金がかかるという現状があり、全部の写しを入手するには、多額の費用を負担しなければならない。これでは、市民、納税者への情報公開を果たしているとは言えない。直ちに政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等をネットで公開することが、議員の責務ではないだろうか。

既に、50以上の府県市町議会において、領収書等のネット公開がなされている。市民のより一層の理解と信頼が得られるように、政務活動費の使途の透明化を進めてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び支出に係る領収書をネットで公開すること。

(参 考)

平成29年4月25日 保 留

国政選挙及び地方選挙における供託金制度の見直しを求める意見書提出に関する件

陳情者 昭和三区安田通5丁目3番地 Dクラディアアーキスフィア048 401号
尾形慶子

要旨

現在、我が国で国政選挙または地方選挙に立候補するためには、高額な供託金が必要である。特に国政選挙の供託金は、衆議院小選挙区及び参議院選挙区で300万円、衆議院及び参議院の比例代表で600万円であり、これは世界一高額であると言われている。また、没収点も高いことから、国政選挙への立候補の障壁は極めて高くなっている。

立候補の自由がなければ、有権者は、真に自由な選挙権を行使することができない。司法判断においても、立候補の自由は、「選挙権の自由な行使と表裏の関係」であり、「自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要」とされている。また、「両議院の議員及びその選挙人の資格」を定めた憲法第44条でも、「社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」と書かれている。現在の供託金制度は、憲法の理念に反し、高額な供託金を用意できない者の立候補の自由を事実上奪っていると言える。

実際、2009年には、国会において制度改革の必要性が認識され、高過ぎる供託金の額及び没収点を引き下げる法案が衆議院で可決された。しかし、残念ながら、参議院を通過しないまま、衆議院解散により廃案になった。

供託金制度の目的は、泡沫候補及び売名候補の排除と言われているが、供託金がないか、極めて低額の諸外国において、泡沫候補及び売名候補が乱立するという問題は生じていない。また、我が国でも、町村議会議員選挙は供託金がないが、そうした問題は特段見られない。この目的のためなら、供託金ではなく、一定数の支持者署名の提出を立候補の条件とする方法などもある。

我が国では、2016年6月から、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた。若い人々の政治参加を拡大・保障しようとするとき、投票権だけではなく、立候補する権利も含め、財産などによる差別なく主権を行使できるように、選挙制度を見直す必要がある。

については、自由で公平な選挙制度を実現するために、貴議会が次の事項を内容とする意見書を内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出されるようお願いする。

1 国政選挙及び地方選挙における高額な供託金制度を見直すこと。

平成27年請願第5号

地方自治の堅持を求める意見書提出に関する件

請願者 千種区覚王山通8丁目70番地の1 サンクレア池下1号棟1205号室

野々垣 真 美

要 旨

地方自治を軽んじているとしか思えない政府の姿勢は、看過できない。

昨年、名護市民及び沖縄県民は、4つの選挙で、辺野古に新基地をつくらせない意思を明らかにした。この民意を受けて、翁長知事は、就任直後である平成26年12月から、政府に再三面談を求めた。しかし、菅官房長官との会談が実現したのは、平成27年4月5日、安倍首相との会談が実現したのは、平成27年4月17日であった。会談の内容は、残念ながら県の声に耳を傾けるものとは言えず、日米首脳会談を直前にした、米国向けのアリバイづくりでしかないとの意見があることをマスコミも報じた。

沖縄防衛局と海上保安庁の姿勢は、国家による地方自治のじゅうりんと考える。

沖縄防衛局が進める、辺野古の沖合の海底ボーリング調査に対して、平成27年3月23日、翁長知事は、許可区域外の貴重なサンゴ礁が損傷されたことを理由として、海底作業の停止を指示した。これを不服とする沖縄防衛局は、林農林水産大臣に行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てた。琉球新報は、平成27年3月30日の社説で、沖縄防衛局の申し立ては、「身内による身内のための審査」であると言っている。

また、翁長知事の停止指示が出されたにもかかわらず、沖縄防衛局は、工事を継続し、海上保安庁は、基地建設に反対する多くの市民を強制排除している。

政府の姿勢は、地方自治の本旨の2つの柱を否定しかねない。

翁長知事は、安倍首相との会談で、日米首脳会談において、オバマ大統領に沖縄の意思を伝達するように強く要望した。しかし、平成27年4月28日の日米首脳会談では、県知事が反対でも辺野古移設を進めていくと安倍首相は強調した。一国の首相の民意を顧みないこのような姿勢は、住民自治を否定するものである。沖縄県民の代表である知事の要望を、形だけオバマ大統領に伝えて、真意を尊重しない姿勢は、団体自治を否定するものである。

沖縄の問題は、沖縄だけの問題ではない。

今や多くの国民が、国の強硬策を批判している。世論の高まりは、平成27年4月9日に創設された新基地建設阻止の辺野古基金が、平成27年6月17日までで、既に、振込件数3万5000件超で、3億4000万円を超えて集まっており、その約7割が沖縄県外から寄せられていることから明らかである。

国による沖縄への問答無用の基地建設強行は、地方自治の危機であると多くの国民が不安を抱いている。

国が県を国の都合で、一方的に従わせようとしている姿は、いじめと同じである。しかし、沖縄県外の自治体の多くは、外交・安全保障は権限外として、見て見ぬふりである。国による沖縄への強行策を見過ごせば、今後、名古屋市を初め、全国で地方自治がじゅうりんされるおそれがある。翁長知事は、会談で、県がみずから基地を提供したことはないと強調した。銃剣とブルドーザーによって土地収用が強行され、本土復帰後も在日米軍の大半を背負わされたまま、今日に至っている沖縄から目をそらすならば、全国の自治体は、住民福祉の実現を主張する道義的根拠を失うことになりかねない。

については、今こそ沖縄の声に共鳴して、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会並びに首相及び関係大臣に提出されるようお願いする。

1 住民自治及び団体自治を2本の柱とする地方自治を堅持すること。

(参 考)

平成27年7月17日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

平成29年4月25日 保 留

地方自治の尊重を求める意見書提出に関する件

請願者 名東区上管二丁目804番地の2
新日本婦人の会名東支部
今村未央

要旨

憲法第92条には、地方自治の本旨が定められ、地方自治の本旨とは、住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治める住民自治と、地方公共団体が自主的に地域の実情に沿った行政を行う団体自治であると考えられている。

また、憲法第99条には、憲法を尊重し擁護する義務が定められており、憲法を尊重し擁護することは、公の職にある人々の義務とされている。

それにもかかわらず、政府が国主導という言葉のもとに、国民・市民の生活に直接影響を及ぼす諸問題について、住民自治、団体自治を尊重せず進めていく状況にある。

例えば、沖縄県民が選挙により示した、辺野古への米軍基地移設反対の意思を尊重せず、一方的に工事を進める基地移設問題がある。さらに、2015年5月22日には、核廃棄物の最終処分場を国主導で選定していくとの方針転換が、閣議決定されたばかりである。

については、地方自治の基本が揺らぐことは、全国の自治体の共通課題でもあるので、地方自治を守るため、民主主義と憲法を守るために、貴議会在が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

1. 地方自治を尊重すること。

(参考)

平成27年7月17日 保留
平成28年4月25日 保留
平成28年9月7日 保留
平成29年4月25日 保留

平成27年請願第7号

自治体及び住民意思の尊重を求める意見書提出に関する件

請願者 北区清水二丁目10番5号 レジデンスアービジョン7C

子どもを守り隊避難者グループ

加 治 貴 浩

要 旨

沖縄県民が選挙により示した、辺野古への米軍基地移設反対の意思があるにもかかわらず、沖縄県と政府が対立する様子を見て、民主主義及び地方自治による政治が脅かされていることに不安を感じる。この問題は一例にすぎないが、地方自治を進めようとする全ての自治体にとって、重要な問題である。

国策であれば、住民の意思は尊重されず、国に従うしかないのであれば、地方自治の存在意義はない。自治体に住む主権者が、まちのあり方を決める権利を持っており、基本的人権を守るのは自治体である。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

1 自治体及び住民意思を尊重すること。

(参 考)

平成27年7月17日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

平成29年4月25日 保 留

平成27年請願第14号

性的少数者の支援に関する件

請願者 中区栄四丁目15番14号 栄ハイホーム407号
特定非営利活動法人PROUD LIFE
代表理事 安間 優希

要 旨

セクシュアル・マイノリティ、LGBTともいう性的少数者とは、同性を恋愛の対象とする同性愛者や、心と身体の性が一致しない性同一性障害などの人々のことであり、民間調査機関である電通の2015年4月の調査によれば、人口の7.6%が性的少数者であるとされている。新聞やテレビなどのマスメディアでも取り上げられる機会がふえてきたとはいえ、依然として偏見は根強く、当事者の多くが生きづらさを抱えており、2012年に改定された国の自殺総合対策大綱でも、「自殺念慮の割合等が高い」と指摘されている。また、学校で「男らしくない」などと深刻ないじめを受けたり、自分の性に対する違和感を抱えながら、「誰にも相談できない」と悩んでいたりする児童生徒も少なくない。

こうした中、2015年3月には、馳浩衆議院議員を会長とする超党派の国会議員連盟が発足し、差別解消のための法的課題について検討されることとなった。また、地方自治体においても、大阪市が淀川区においてLGBT宣言を行い、電話相談事業やコミュニティスペースの設置を開始したほか、東京都渋谷区では、同性カップルに対して、パートナーシップを公的に証明する条例も成立した。

名古屋市においても、名古屋市男女平等参画基本計画2015において、セクシュアル・マイノリティ等の多様な生き方への理解促進を方針として位置づけ、市民団体との協働による講座の開催等を行っており、行政による進んだ取り組みの一つとして評価されている。

しかし、こうした取り組みは、まだ始まったところであり、公的相談窓口の設置などの支援策や、社会制度確立の検討などが求められている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 性的少数者のための電話・来所による相談窓口やコミュニティスペースを設置すること。
- 2 パートナーシップ証明等の性的少数者に関する諸制度を検討するための調査や検討会の設置を行うこと。

(参 考)

平成27年11月13日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

平成29年4月25日 保 留

平成29年請願第5号

現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと等を求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号
市民の会 なごや
共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議会では、平成28年3月8日、議員報酬の特例値を800万円から655万円も大幅に引き上げ、年間1455万円もの金額にする条例案を提出し委員会の議論すら行わず本会議で採決を行い可決した。

議会に本来求められている機能である議論も十分せず、数の力で押し通すやり方は、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、市民、納税者として認めることができない。

議員報酬は、全会一致で決めるべきものである。

名古屋市議会議員の議員報酬は、わずか6年前、市民による「議会のリコール」という強い意志で行われた市議会議員の再選挙による結果を受けて、議員全員の賛成による全会派一致で決定されたものである。

そもそも議員報酬は、市民、納税者が必死に働いたお金である血税から支払われるものである。市民、納税者へ一切の説明もせずに引き上げを決めるとは、言語道断である。

私たち「市民の会なごや」は、現在の議会三会派の「議員報酬の大幅引き上げ」に対する多くの市民の怒りの声を受け、「名古屋市議会解散請求」の署名活動に取り組み、11万余の市民・有権者の方々の署名をいただいた。残念ながら達成はできなかったが、その後も続々と「市民の怒りの声」は届いている。

議員報酬は、名古屋市議会基本条例第16条第1項において、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」とあるように、市民、納税者の意見を聞き、これを尊重し、市民・納税者に対して説明責任を果たした上で決めるべきものである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと。
- 2 議員報酬を決めるに当たっては、「報酬審議会」のみに諮るのではなく、公聴会制度等を広く活用し、市民・納税者の声を聞き反映させること。
- 3 いまだ果たしていない議員報酬引き上げについての市民・納税者への説明責任を直ちに果たすこと。

(参 考)

平成29年4月25日 保 留

